

本日は、平成27年9月第3回町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。提出いたしました議案のご審議に先立ち、6月議会定例会以降の町政の取り組み状況等につきまして、ご報告等をさせていただきます。

7月1日付けで副町長、教育長を任命させていただき、それに伴う課長以下職員の人事異動を行い、新しい体制でのスタートをさせていただきました。

前任から引き継がれた数々の懸案事項については、思いもよらなかったものも含め、短期で解決できるものや中長期でなければ出来ないものがございまして、ひとつずつ慎重に進めて参りたいと考えています。その経過や対応については、議会に報告しご了解のうえで対応してまいります。そのひとつであります下田火災の件につきましては、議会においてもご理解いただき、区に支払い、完了させていただきました。また、旧明石(株)の土地に係る建物撤去については、基礎コンクリートが撤去されずに現在も残っているわけではありますが、この状況は先の全員協議会で報告させていただいていますが、国交省における残土の埋め立てもございまして、現在協議中でございます。今議会開会中にその結果が報告できるようでありましたら、最終日に全員協議会をお願いし、ご報告させていただきます。

次に総合戦略・人口ビジョンにつきましては、7月27日に東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開催し、策定に向けた論点について協議を開始し、現在骨子案を作成中であります。また第2回目の推進会議をまもなく開催する予定であり、議会へも説明をまいります。

第6次の総合計画策定については、42名の町民の参加をいただき、町民会議を設置しました。3分科会（安心安全・活力向上・魅力向上）により、重点プロジェクトの提案に向け、この9月にそれぞれ第3回目の分科会を開催いただく予定であります。また、中学生ワークショップ(3年生全員)を8月18日に開催し、20年後の東栄町の姿についてご提案いただきました。役場においては、40歳未満の若手職員によるプロジェクト提案のため、若手職員自ら研修会を重ね、今後取り組んでいくことが望ましい4つのプロジェクトの提案報告会を8月27日に開催しております。

連携協定に基づき、愛知大学の先生方のアドバイスも受けながら、この両計画とも年度内の策定に向け、情報共有を図りながら取り組んでまいります。

次に、まちづくり基本条例の策定につきましては、検討会を設置し、進めてまいります。町民公募により7名、町民の会から2名、Uターン者2名、役場職員3名の14名で構成させていただいております。第1回目を9月11日に開催させていただきます。また、全町民の皆様にもご理解ご参加いただくため、

講演会やセミナー等の開催も計画してまいりたいと考えています。

地域住民とのキャッチボールトーク（ふれあいトーク）につきましては、開催方法も含め、各区長さん方に地区の意向も聞きながら、10月から順次開催してまいりたいと思っています。行政課題やそれぞれの地域課題をお互いに出し合いながら、ひざを交えた意見交換会ができるよう進めてまいります。

役場の機構改革につきましては、副町長を筆頭に機構改革プロジェクトチームを編成し、この9月から研究を始めます。年内には機構改革案をまとめ、来年度から新たな組織体制でスタートできるよう進めて参ります。

それでは、次に各課の主な事業等の状況につきまして、ご報告申し上げます。

先ず、総務課関係ですが、マイナンバー制度についてありますが、この10月から住民票を有する方に12ケタの個人番号が通知され、平成28年1月から利用が開始されます。そのため、9月25日から住民向けの説明会を各地区で開催させていただきます。また制度導入に伴う条例等の整備も進めていきます。次に東栄町は、本年度町政60周年に当たります。大がかりな式典の予定はございませんが、記念誌の発行と60周年記念特別表彰を実施したいと考えています。表彰審査委員会にお諮りし、要綱等を決定し実施する予定であります。消防防災関係ですが、平成27年度町防災訓練を10月18日の日曜日に実施することとし、8月28日の区長会で協議いただきました。

税務課関係については、今議会にも議案上程させていただいていますが、地域の景気対策と定住対策のため、新築住宅の固定資産税の減免期間を3年間延長させていただきたいと考えています。

企画課関係は、総合計画等については冒頭でお話しさせていただきましたので省略します。また、地域おこし協力隊につきましては、それぞれ自分の目的に向かって頑張らせていただいています。活動状況については、広報とうえい8月号の特集で5人の取り組みを紹介しておりますのではぶきます。空き家改修事業については、小林地区の1件を予定しており、今回は先に移住者を募集し、移住者の意見も参考に10月末頃から設計、12月から改修に取り掛かる予定であります。

中学生海外派遣事業につきましては、本年度をもって交流できなくなったカナダ・メドウリッジ校に替わる相手先を含め、来年度以降の計画を協議いただくため、研修視察企画委員会を8月28日に開催いただきました。その結果、25年間の実績等から相手国はカナダとし、学校は同じ州の公立・私立を含め今後検討していくこととなりました。新たな学校間での交流となりますので、事前の調査（下見）等のための費用が今後必要な場合は、議会にご相談申し上げますのでよろしくお願いします。

イベント等ですが、若者たち自ら参加し、実行委員会で計画しました「星空

おんがく祭・2015」が、この12日（土曜日）に東栄町野球場で開催されます。そして、継続して進めております「健康づくり大学」も住民の方々が参加し、行っていただいているノルディックウォーキングも年々参加者も増え、健康づくりへの意識も高まっております。是非、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。また、今年3月に開催しました絆プロジェクトは、第2回の開催に向けて着々と準備を進めています。さらに平成27年は国勢調査の年でありまして、まもなく調査が始まります。時代も変わり紙での調査もできませんが、「インターネット」での調査が今回から始まりますので、是非ご利用いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

住民課関係につきましては、6月議会で予算議決いただきました放課後児童クラブ施設での太陽光発電施設設置工事につきましては、8月末に入札も終わり、工事着工いたしました。ごみ減量のための啓発活動もしっかり進め、負担金の軽減に努めてまいりたいと考えています。

福祉課関係では、特に高齢者等生活支援拠点事業の開催地区を本郷（老人いこいの家・本郷荘）、下川（老人いこいの家・百寿荘）、足込（足込生活改善センター）、栗代小林（老人いこいの家・親和荘）の4地区を決定しました。今後は、人員の確保等を図るなど施設改修も含め、運営準備を進めて参ります。

病院関係は、ご承知の通り看護師及び介護職員の不足等により、老人保健施設を7月より休止し、実質一般病床40床での運営となっています。これに伴うナースコールの改修工事も実施させていただきました。病院の医療機器等の整備も概ね発注済みであります。今後の医療の取り組みについては、北設楽郡はもちろんです。新城市も含めて、協議をしていくこととなり、副市町村長連絡会議で検討いただくこととなっています。

続きまして、水道課の簡易水道、下水道関係につきましては、予定されています事業は順調に進めさせていただいておりますが、中央簡易水道統合事業については、平成28年度で完了する計画でありましたが、一部変更が生じたため、変更の計画案がまとまり次第、議会全員協議会で報告させていただきます。

経済課関係については、地域経済の活性化を図るため、国の「緊急支援交付金」を活用した「プレミアム商品券」発行事業は8,700セットを完売し、商品券の利用状況は、8月26日現在で60.4% 31,518,500円が使用されており、残りは20,681,500円となっております。次に買い物支援事業（移動販売車購入）については、公募により1社（食彩広場）が事業実施者に決定し、現在、各区からの販売停留所の要望によりルートを決め、移動販売車の納品後（10月上旬の予定）スタートする予定であります。山師育成事業については、森林組合への委託事業で、山林伐採作業員を2名採

用し、3か月の研修を受けていただき育成をしていくものであります。現在1名は採用が決まりましたが、残る1名の応募がありませんので、再度ハローワーク等で募集をしてまいりたいと考えています。

5月のチェンソーアート大会に歴代チャンピオンに作成いただいた10体の作品と4mの巨大アート作品は、のき山学校（旧東部小）に設置させていただきました。今回大会でグランドチャンピオンになった山口県の林隆雄さんによる巨大アート作品の制作は、9月10日頃から現地で始まる予定です。

三遠南信自動車道・東栄インターの開設時期を見据え、インター周辺での道の駅構想も視野に入れ、現在ある東栄直売所・レストハウス等を含め、関係団体や地元住民等にも参加いただいて、構想案作成のための協議会を立ち上げて、研究協議を進めてまいりたいと考えています。

次に建設課関係ですが、事業予算をいただいています町道等の工事は、概ね順調に発注を行っています。一般国道151号新太和金トンネルは8月29日に現地で貫通式が執り行われました。順調にいけば、28年度中に開通される見込みであります。

次に、三遠南信自動車道工事に関係する残土処理（三遠道路側）また、国道473号の月バイパス工事での残土処理については、早急に用地の確保に努めなければなりません。現在、いろいろな方々に協力いただき候補地を探している状況であります。

町営住宅関係につきましては、橋川若者定住住宅は世帯用・単身用ともに工事に着手しております。できれば完成後、直ちに入居可能とするために、平成28年1月には入居募集を行いたいと考えております。

町単独事業として、500万円の予算をいただいております住宅リフォーム補助事業については、現在26件で工事費総額は18,777,542円で交付決定した補助金額は2,096,000円、約42パーセントの執行となっています。残額は2,904,000円であります。

最後に教育委員会関係について申し上げます。

教育委員会法がおおよそ60年ぶりに改正され、教育のさらなる充実に向け、教育委員会と町長部局が連携をさらに強くしてまいることとなりました。人事の関係などがあり、遅くなってしまいましたが、この8月27日に東栄町総合教育会議を開催させていただきました。委員の方々には、力を合わせて、教育政策の方向性を共有し、子どもたちのために様々な政策を進める、第一歩となることをお願いし、今後策定予定の教育大綱についてなど、委員の方々にご協議いただきました。

桑原地区の小学生通学に対するスクールバスにつきましては、10月から運行を開始する予定であります。

交付金事業で実施する宿泊体験型交流事業については、9月から2月まで川、山、花祭り、星、スキーなどそれぞれの企画により、8回開催する予定であります。

大変長くなり申し訳ございませんでしたが、6月議会定例会以降の主な取り組みなどについて、ご報告させていただきました。

9月議会定例会における町長の議案大綱説明

今回議会に上程いたします議案等につきましては、平成26年度の決算認定が14件、議案が13件、同意案1件、報告が2件でございます。合わせて30件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

では各議案について簡略に説明いたします。

認定案第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第14号平成26年度国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定までについてですが、ご配布いたしております業務報告書をご覧くださいと思います。

一般会計は歳入総額が35億6千1万円で歳出総額33億1千159万8千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は2億1千183万円です。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す「単年度収支」は1千671万1千円の黒字となりました。なお、単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金（今回はありません）を加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた「実質単年度収支額」は5千5百7万4千円の赤字となりました。恒常的な赤字になりますとその原因となる問題の解決をはかる必要がありますが、今のところ問題はありません。財政分析指標については、例えば健全化判断比率の実質公債費比率は7.3ということで健全財政といえます。地方債残高は特別会計合わせて約51億4千万円あります。前年度に比べ2千万円の微増となっています。一昨年度大型事業が終了しましたが、新規にとうえい健康の館等の借り入れをしたことによるものがあります。経常収支比率は93%で、前年度と比較して8.6ポイント上昇しました。物件費及び補助費等の伸びが顕著であるため、これら経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減が今後の課題であります。

各特別会計につきましても、予算どおり執行でき問題はありませんでした。東栄病院会計につきましては、医療器械購入費で2千862万9千円、器具備品

購入費で 145 万 1 千円、車両購入 2 台で 340 万 9 千円、工事請負費は消火設備増設工事及び浄化槽修繕工事を行い、760 万円の支出額となっています。最終収支差引で 656 万 9 千円の事業純利益の決算となっています。

詳細については、決算特別委員会で各担当課長からご説明いたします。

議案第 61 号 東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正については、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の額を、地方自治法に規定する額に改めるものです。

議案第 62 号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正については、引き続き新築住宅の取得を税制面から支援し、地域の景気対策と定住対策を進めるため、減免対象期間を平成 31 年 1 月 1 日まで延長するものです。

議案第 63 号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正については、マイナンバー制度施行にともない、個人番号の通知カードと個人番号カードを無料で交付しますが、紛失等で再発行する際の手数料の額を定めるものです。

議案第 64 号 東栄町議会会議規則の一部改正については、議会における欠席の届け出について、出産の場合の取り扱いを新たに規定するものです。

議案第 65 号 北設広域事務組合理約の変更については、新たに北設情報ネットワークの事務を加えることにともない、規約を変更するためのものです。

議案第 66 号 中設楽浄水場建設工事請負契約については、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、契約締結の議決を求めるものです。

議案第 67 号 北設楽郡東栄町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び ICT ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議については、平成 28 年 3 月 31 日をもって両者間の事務委託を廃止する協議をすることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 68 号 平成 27 年度の一般会計補正予算ですが、補正額は 1,384 万 4 千円の増額補正であります。

主な歳出ですが、総務費の一般管理費で社会保障・税番号制度システムの内介護保険に係る改修委託料 242 万 2 千円を追加計上、同制度に係る例規整備委託料 183 万 6 千円、中間サーバプラットホーム負担金 439 万 6 千円を新規計

上しました。また、行政手続制度改正に係る例規整備委託料 280 万 8 千円を新規計上しました。

企画費では、定住促進家屋改修工事費 550 万円を新規計上しました。

戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード関連事務委託料として 129 万 3 千円を新規計上しました。

民生費の臨時福祉給付金費は全額国庫補助金により、システム開発委託料 118 万 9 千円を増額計上、保健衛生総務費では、東栄病院特別会計への病院運営支援交付金 1,900 万円を新規計上しました。

土木費の道路新設改良費では、町道二夕田小野線の改良工事について、市町村土木補助事業での事業実施を予定していましたが、見直しにより取り止め、1,450 万円減額計上するものです。

公共建設発生土処理場費は、三輪横見の処理場の増設に係る経費 477 万 6 千円を新規計上しました。今回の補正は主に土地購入と立木補償に係るもので、伐採費用等に係る経費は、改めて補正をお願いする予定です。

主な歳入については、普通交付税を 908 万 7 千円増額計上しました。国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備及び中間サーバ負担金に 685 万 7 千円を、臨時福祉給付金事業に 118 万 8 千円を計上しました。県支出金については、定住促進家屋改修事業に係る補助金 320 万円を新規計上しました。これは、元気な愛知の市町村づくり事業のチャレンジ枠として決定をいただいたものです。財政調整基金は、公共建設発生土処理場経費に充てる 400 万円を残し、減額計上しました。

平成 26 年度決算により前年度繰越金 6,644 万 4 千円を増額しました。

町債については、臨時財政対策債の発行可能額の確定により 859 万 5 千円を増額しました。

議案第 69 号 国民健康保険特別会計補正予算は、627 万円の減額補正であります。主に、後期高齢者支援金及び介護保険納付金に係る今年度の概算交付決定によるものです。

議案第 70 号 介護保険特別会計補正予算は、1,060 万 5 千円の増額補正であります。これは、前年度の介護給付費精算による返還金です。

議案第 71 号 簡易水道事業特別会計補正予算は、287 万 4 千円の増額補正であります。人事異動にともなう 1 名分の人件費 450 万 4 千円の減額、三輪浄水場の膜モジュールを交換することによる、点検洗浄委託料 189 万円の減額及び交換に係る経費 516 万 3 千円の増額計上。また、月砂防工事にとまない公共補

償で実施する水道管の移転工事としての 354 万 8 千円を増額計上しました。

議案第 72 号 公共下水道事業特別会計補正予算は、205 万 1 千円の増額補正であります。人事異動にともなう人件費 44 万 1 千円と、中設楽地区における民間家屋の新築工事にともなう公共柵設置に係る経費 161 万円を増額計上しました。

議案第 73 号 国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算は、病院運営支援交付金として 1,900 万円を計上しました。

同意案第 6 号 教育委員の選任については、 1 名の委員の選任であります。9 月 30 日付けで任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、選任同意をお願いするものであります。

報告第 4 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、報告するものです。

報告第 5 号 平成 26 年度東栄町一般会計継続費の精算報告書については、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度・26 年度東栄町役場新庁舎改修工事基本設計等事業及び東栄町高齢者等安心ネットワーク事業にともなう継続費の精算報告を行うものです。